

昭和学院短期大学 GPA 制度に係る実施要項

2019年4月1日改正

(目的)

第1条 この要項は、昭和学院短期大学(以下「本学」という。)におけるグレード・ポイント・アベレージ(履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。)を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、本学が掲げる教育の質の保証について一層の具体化を進め、適切な学修指導(表彰、退学を含めた進路指導等を含む)に資することを目的とする。

(評価及び GP)

第2条 学則第31条及び昭和学院短期大学教務要項に定める成績の評語、及びグレード・ポイント(各評価に与えられる数値(評価点)。以下「GP」という。)は、次表のとおりとする。

評語	GP(評価点)	評価基準	参考(100点満点での)
S	4	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさ	90点以上
A	3	到達目標を達成し、優秀な成績をおさ	80～89点
B	2	到達目標を達成している	70～79点
C	1	到達目標を最低限達成している	60～69点
D	0	到達目標を達成していない	60点未満

(GPAの種類と算出方法)

第3条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA(以下「学期 GPA」という。)並びに、当該年度における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA(以下「年度 GPA」という。)、さらに、在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての GPA(以下「累積 GPA」という。)の3種類とする。

学期 GPA 及び年度 GPA、累積 GPA の計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は四捨五入する。

(1)学期 GPA の計算式

学期 GPA = (当該学期の「S」の単位数×4 + 「A」の単位数×3 + 「B」の単位数×2 + 「C」の単位数×1 + 「DまたはF」の単位数×0) / (当該学期の総履修登録単位数)

(2)年度 GPA の計算式

年度 GPA = (当該年度の「S」の単位数×4+「A」の単位数×3+「B」の単位数×2+「C」の単位数×1+「DまたはF」の単位数×0)/
(当該年度の総履修登録単位数)

(3) 累積 GPA の計算式

累積 GPA = (全期間の「S」の単位数×4+「A」の単位数×3+「B」の単位数×2+「C」の単位数×1+「DまたはF」の単位数×0)/ (全期間の総履修登録単位数)

(GPA 対象科目)

第 4 条 当該学科・専攻の学則第 25 条に規定する教育課程および授業科目とする。(教職課程科目は除く)

2 他学で修得した単位で認定された授業科目については、学期 GPA 及び年度 GPA、累積 GPA 対象科目から除くものとする。

(GPA 算定期日の取扱い)

第 5 条 GPA の算定は、学期ごとに指定された日までに確定した成績に基づいて行う。

(不合格科目の再履修の取扱い)

第 6 条 不合格と評価されたのちに再履修によって合格となり単位を修得した授業科目については、再履修によって得た評価と単位数は GPA 算定に算入するものとし、当該科目について過去に得た不合格の評価及び単位数は GPA 算定から除外するものとする。

(成績通知)

第 7 条 各学年の成績通知については、学修期間の GPA を記載するものとする。

(GPA の利用)

第 8 条 GPA の利用及び基準については、以下の通りとする

- ①表彰 GPA 3.5 以上
- ②奨学制度 (授業料減免制度) GPA 3.0 以上
- ④履修計画の指導 GPA 1.5 未満
- ③退学勧告 GPA 1.0 未満

附 則

1 この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

2 この要項は、平成 25 年度入学生にも適用するものとする

3 この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。

4 この要項は、平成 27 年度入学生にも適用するものとする。

5 この要項は、2018 年度入学生にも適用するものとする。